

青森市下水道条例（平成十七年条例第二百一号）新旧対照表

改正後	改正前
（使用料の算定基準） 第二十五条 使用料は、毎月の定例日（使用料算定の基準日として、あらかじめ、管理者が定めた日をいう。以下同じ。）現在によりその日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は定例日を変更することができる。 <u>2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、隔月の定例日現在によりその日の属する月分及びその前月分として使用料を算定することができる。</u> <u>3 公共下水道の使用を中止し、又は廃止したときは、前二項の定例日によらないことができる。</u>	（使用料の算定基準） 第二十五条 使用料は、毎月の定例日（使用料算定の基準日として、あらかじめ、管理者が定めた日をいう。以下同じ。）現在によりその日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は定例日を変更することができる。 〔追加〕 <u>2 公共下水道の使用を中止し、又は廃止したときは、前項の定例日によらないことができる。</u>